国家公務員テレワーク・ロードマップ改定の概要

デジタル庁設置等を柱とするデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針(令和2年12月25日閣議決定)及びデジタル・ガバメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定)、国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針一部改正(令和3年1月29日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定)等を踏まえ、公務職場におけるテレワークを定着・加速させるべく、「国家公務員テレワーク・ロードマップ(平成27年1月 各府省CIO連絡会議決定)」を改定する。

これまでの取組

- ・ほとんどの府省庁(地方支分部局含む)でテレワーク実施規定を整備。本府省では多くが時間単位での実施が可能。
- ・システム面についても、リモートアクセス、共有スケジューラ、ウェブ会議等テレワーク実施に必要な環境を整備。
- ·令和元年度のテレワーク実施職員の割合は、47.4%(本府省職員)。
- ・他方、**コロナ禍でのテレワーク実施増加**等に伴い、テレワーク時の<u>勤怠管理</u>、省庁をまたぐウェブ会議が実施困難、テレワーク実施可能端末数の不足、業務のオンライン対応が不十分等の課題が顕在化。

改定のポイントと具体的取組事項

・本府省・地方支分部局等ともに、必要な規模のテレワークを実施可能な制度・環境を整備し、「令和7年度までに、テレワークを活用することで、「新しい日常」に対応し、いかなる環境下においても必要な公務サービスを提供できる体制を整備する」ことを目指す。

政府横断的な取組

- ・デジタル庁が司令塔となる各府省等の ネットワークの統合等
- ・課題の共有、先進事例を収集し各府省等へ助言
- 経費負担等の在り方検討

管理体制

- ・各府省等の推進計画の取りまとめ・公表
- ・取組進捗状況の実態調査・フォロー アップ

各府省等における取組(推進計画の策定)

- ・テレワークに係る**基本理念**の策定
- ・具体的なテレワーク推進の計画(本府省、地方支分部局等の組織単位で作成)
 - ▶ 各組織におけるテレワーク利用環境の整備に係る基本方針 対象職員数等)の策定
 - ▶ テレワークに係る制度整備(テレワーク時の勤務時間管理の在り方の適正化)
 - ▶ テレワークに係る**ハード環境整備**(ネットワーク、テレワーク機器の整備)
 - ▶ テレワーク実施環境の整備(文書の電子化、ウェブ会議・チャット機能の充実、自己負担なしの通話等)
 - ▼ マネジメント改革の推進(業務分担の適正化、テレワーク職員のメンタルヘルスの確保、幹部説明等テレワーク中のコミュニケーション手法の見直し等)
 - ▶ サテライトオフィスの整備等(職員のテレワーク時の執務環境や単身赴任等の実態把握等)
 - ▶ テレワーク実施状況 (実施職員の満足度等)のモニタリングと課題把握

